

○定例会

平成27年第1回大多喜町議会定例会3月会議が開かれました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
同意 第2号	副町長の選任について 副町長鈴木朋美氏が平成27年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任することに同意しました。	3月5日	原案同意
同意 第3号	大多喜町教育委員会委員の任命について 大多喜町教育委員会委員5名の内、識見を有する者から選任されている本吉七太郎氏が3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任することに同意しました。	3月5日	原案同意
同意 第4号	大多喜町教育委員会委員の任命について 大多喜町教育委員会委員5名の内、識見を有する者から選任されている只野和正氏が3月31日をもって任期満了となることから、後任として宮本清氏を選任することに同意しました。	3月5日	原案同意
議案 第2号	指定管理者の指定について 大多喜町もみの郷会所交流体験施設の指定管理者となっている会所区長が3月31日をもって指定期間満了となるため、引き続き、会所区長を指定管理者としました。	3月5日	原案可決
議案 第3号	大多喜町障がい者施策推進計画の策定について 障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき策定が義務付けられている、第3次障がい者基本計画及び第4期障がい者福祉計画を策定しました。 計画期間 ・第3次障がい者基本計画 平成27年度～32年度(6年間) ・第4期障がい福祉計画 平成27年度～29年度(3年間)	3月5日	原案可決
議案 第4号	大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定について 老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に基づき策定が義務付けられている、高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定しました。 計画期間:平成27年度～平成29年度(3年間)	3月5日	原案可決
議案 第5号	区域外道路の路線認定及び廃止の承諾について いすみ市が、大多喜町内(森宮)にある区域外道路(いすみ市が管理する道路)について見直しを行い、そのことについて本町に認定及び廃止の協議がされ、道路法に基づき承諾しました。	3月5日	原案可決
議案 第6号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制	3月6日	原案可決

	<p><u>定について</u></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する下記の4つの条例の整理を行いました。</p> <p>①<u>大多喜町行政組織条例の一部改正</u></p> <p>法律の改正により町長が「総合教育会議」を設けることになったことから各課の分掌事務を定めている本条文の総務課所管の事務分掌に「総合教育会議に関すること。」を加えた。</p> <p>②<u>大多喜町特別職給料等審議会条例の一部改正</u></p> <p>特別職(議員報酬、町長、副町長)の給与等の改正にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くことを定めており、今般、教育長が特別職となるため、協議対象に教育長を加えた。</p> <p>③<u>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>同法の改正により、教育長と教育委員会委員長を兼ねた責任者(新教育長)が置かれることから、非常勤特別職職員(行政委員等)の報酬を定めている本条例中から「教育委員会委員長」を削除した。</p> <p>④<u>大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止</u></p> <p>教育長が特別職職員の扱いとなることから、常勤特別職の給与等を定めた条例に移管するため、本条例を廃止した。</p>		
議案 第7号	<p><u>大多喜町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について</u></p> <p>教育長が一般職から特別職職員扱いとなることから、地方公務員法上の職務専念義務から地方教育行政法に規定する同義務の適用を受けることとなる。</p> <p>そのため、職務専念義務の特例を定めた条例を新たに制定しました。</p>	3月6日	原案可決
議案 第8号	<p><u>大多喜町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について</u></p> <p>教育長が特別職職員の扱いとなるため、教育長の給料、旅費、また一般職に準じた勤務時間を定めた条例が廃止された。</p> <p>そのため、新たに教育長の勤務時間等を定めた条例を制定しました。</p>	3月6日	原案可決
議案 第9号	<p><u>大多喜町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>行政指導が住民等とトラブルになることを回避するため、行政指導をする際に、根拠法令、要件等を提示することを義務付けました。また、法律に基づく行政指導を受けた者が、その</p>	3月6日	原案可決

	<p>指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に対し、その指導の中止等を求めることができるようにしました。</p> <p>なお、大多喜町税条例において大多喜町行政手続条例を引用していることから、本改正に併せて引用している条文の改正をしました。</p>		
議案 第10号	<p><u>大多喜町情報公開条例及び大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>独立行政法人通則法が一部改正され、従来同法において役職員に国家公務員の身分を与えていた「特定独立行政法人」が廃止され、「行政執行法人」が新たに規定されたことから、同法人名を引用している下記の二つの条例について、法人名称の改正をしました。</p> <p>①大多喜町情報公開条例 ②大多喜町個人情報保護条例</p>	3月6日	原案可決
議案 第11号	<p><u>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>教育長が特別職職員の扱いとなることから、教育長の給与及び旅費について下記の二つの条例を改正しました。</p> <p>①<u>特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正</u></p> <p>教育長の給与及び旅費について本条例に追加しました。</p> <p>また、常勤の特別職の給料については、平成17年度から減額をはじめているが、依然として厳しい財政状況が続くことから、引き続き約25%の減額措置を平成28年3月31日まで延長することにしました。</p> <p>②<u>大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正</u></p> <p>現職の教育長にあっては本条例の適用を受けることから、上記条例と同じく教育長の給料について平成28年3月31日まで25%の減額を延長することにしました。</p>	3月6日	原案可決
議案 第12号	<p><u>大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>本条例中から教育長の字句を削除しました。また、一般職の給料表の引き下げ改正をしました。</p> <p>なお、給料表改正により引下げられた差額分については、平成30年3月31日までの間、支給されます。</p>	3月6日	原案可決
議案 第13号	<p><u>大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について</u></p> <p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律では、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者</p>	3月6日	原案可決

	を一定期間採用する場合、また、専門的な知識経験を有する者を必要とされる業務に従事させる場合（職員育成に時間を要す、急速に進歩する技術に対応）及び一定期間の業務能率向上を図る場合など任期を定めて職員を採用することができる」と規定されている。この場合、地方公共団体が適用する場合には条例を制定する必要がある。大多喜町においても、今後、このような事態が想定されることから新たに条例を制定しました。		
議案 第14号	大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について 総元小学校と上瀑小学校が平成27年3月31日付で閉校となることから、両校の体育館及び地域学校連携施設（上瀑ふれあいセンター）の使用料を定めている本条例からこれらの施設を削除しました。	3月6日	原案可決
議案 第15号	大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 総元小学校と上瀑小学校が閉校となることから総元小体育館と上瀑小ふれあいセンターの使用料を、本条例中に追加しました。 (使用料) 総元・上瀑小体育館 町内 450 円/時 町外 900 円/時 上瀑ふれあいセンター会議室 町内 230 円/時 町外 460 円/時 " 和 室 町内 150 円/時 町外 300 円/時	3月6日	原案可決
議案 第16号	大多喜町薬草園設置管理条例を廃止する条例の制定について 大多喜町薬草園については、平成17年4月1日に千葉県から町に無償譲渡を受け、城西国際大学を指定管理者として施設運営をしていたが、老朽化に加え、利用者数も激減状態にあることから指定管理期間である平成26年度限りで行政財産から普通財産へ切替えるため条例を廃止しました。	3月6日	原案可決
議案 第17号	大多喜町保育園の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について 児童福祉法の改正により、「保育の実施」の表現が「保育の利用」に変わった事により条文を整理しました。また、保育料の算定額は、子ども・子育て支援法により内閣総理大臣が定める基準とする旨の条文を加えました。	3月6日	原案可決
議案 第18号	大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 放課後児童クラブの名称及び位置を定めている本条例において、平成27年4月1日から大多喜小学校を利用していた児童クラブたんぽぽが上瀑小学校へ移ることに伴い、住所地を大多喜町下大多喜100番地に改めました。	3月6日	原案可決

	<p>また児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の対象となる年齢が概ね10歳未満から小学校に就学している児童まで拡大されたことにより、同条例で規定する対象児童を3年生から6年生まで引上げ改正をしました。</p>		
議案 第19号	<p>大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立し、その中で介護保険法及び同省令が一部改正され、従来の入所基準が要介護3以上の要介護者又は要介護1・2の条件付要介護者に改正されたことに伴い、入所資格を規定している条文を改正しました。</p>	3月6日	原案可決
議案 第20号	<p>大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定において、介護報酬の改定、保険者負担割合の変更、保険料の所得階層の拡大、保険給付費等の増が見込まれる事等により所得段階別保険料を改正するもの。 第5期（平成24年度～26年度まで） 6区分（階層） 第6期（平成27年度～29年度まで） 9区分（階層） 基準額（年） 51,600円から54,000円へ引上げ</p>	3月6日	原案可決
議案 第21号	<p>大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定について</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年5月に施行され、この法律において介護保険法が一部改正された。</p> <p>同法の一部改正により「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」の制定が義務付けられたため、条例を制定しました。</p>	3月6日	原案可決
議案 第22号	<p>大多喜町地域包括支援センター設置条例の制定について</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成25年6月に施行され、この法律において介護保険法が一部改正された。</p> <p>従来、同法省令で定められていた地域包括支援センターの人員運営基準等について条例で定めることとされたため、新たに条例を制定しました。</p>	3月6日	原案可決
議案	<p>大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定について</p>	3月6日	委員会

<p>第23号</p>	<p>本条例で規定している大多喜町歴史的景観審議会については、街なみ環境整備助成事業の開始前に景観形成地区を指定するために開催していたが、国庫補助事業が終了し、町単独事業となったことから現在は大多喜町景観整備事業補助金交付要綱で設置している大多喜町景観整備事業検討委員会において検討、助言をしている。</p> <p>このため、同審議会の必要性がなくなったため、条例から削除するもの。</p> <p>また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定している歴史的景観審議会委員の報酬について削除するもの。</p> <p>本改正については、さらに詳しく検討を行うため福祉経済常任委員会に付託しました。</p>		<p>付託</p>																																										
<p>議案 第24号</p>	<p>平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,769,837千円としました。</p> <p>また、継続費補正、繰越明許費補正及び地方債補正を行いました。</p> <p>内容は下記のとおりです。</p> <p>【歳入歳出予算補正の内容】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(歳入)</th> <th style="text-align: right;">補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町税 =</td> <td style="text-align: right;">30,560千円</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税 =</td> <td style="text-align: right;">1,000千円</td> </tr> <tr> <td>配当割交付金 =</td> <td style="text-align: right;">1,500千円</td> </tr> <tr> <td>株式等譲渡所得割交付金 =</td> <td style="text-align: right;">3,000千円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税交付金 =</td> <td style="text-align: right;">△12,000千円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場利用税交付金 =</td> <td style="text-align: right;">△10,300千円</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税交付金 =</td> <td style="text-align: right;">90千円</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金 =</td> <td style="text-align: right;">309千円</td> </tr> <tr> <td>地方交付税 =</td> <td style="text-align: right;">103,834千円</td> </tr> <tr> <td>交通安全対策特別交付金 =</td> <td style="text-align: right;">△500千円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金 =</td> <td style="text-align: right;">10,036千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料 =</td> <td style="text-align: right;">△2,209千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金 =</td> <td style="text-align: right;">32,255千円</td> </tr> <tr> <td>県支出金 =</td> <td style="text-align: right;">△2,349千円</td> </tr> <tr> <td>財産収入 =</td> <td style="text-align: right;">5,066千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金 =</td> <td style="text-align: right;">1,135千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金 =</td> <td style="text-align: right;">△143,746千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金 =</td> <td style="text-align: right;">77,242千円</td> </tr> <tr> <td>諸収入 =</td> <td style="text-align: right;">△2,555千円</td> </tr> <tr> <td>町債 =</td> <td style="text-align: right;">△38,200千円</td> </tr> </tbody> </table>	(歳入)	補正額	町税 =	30,560千円	地方譲与税 =	1,000千円	配当割交付金 =	1,500千円	株式等譲渡所得割交付金 =	3,000千円	地方消費税交付金 =	△12,000千円	ゴルフ場利用税交付金 =	△10,300千円	自動車取得税交付金 =	90千円	地方特例交付金 =	309千円	地方交付税 =	103,834千円	交通安全対策特別交付金 =	△500千円	分担金及び負担金 =	10,036千円	使用料及び手数料 =	△2,209千円	国庫支出金 =	32,255千円	県支出金 =	△2,349千円	財産収入 =	5,066千円	寄附金 =	1,135千円	繰入金 =	△143,746千円	繰越金 =	77,242千円	諸収入 =	△2,555千円	町債 =	△38,200千円	<p>3月6日</p>	<p>原案可決</p>
(歳入)	補正額																																												
町税 =	30,560千円																																												
地方譲与税 =	1,000千円																																												
配当割交付金 =	1,500千円																																												
株式等譲渡所得割交付金 =	3,000千円																																												
地方消費税交付金 =	△12,000千円																																												
ゴルフ場利用税交付金 =	△10,300千円																																												
自動車取得税交付金 =	90千円																																												
地方特例交付金 =	309千円																																												
地方交付税 =	103,834千円																																												
交通安全対策特別交付金 =	△500千円																																												
分担金及び負担金 =	10,036千円																																												
使用料及び手数料 =	△2,209千円																																												
国庫支出金 =	32,255千円																																												
県支出金 =	△2,349千円																																												
財産収入 =	5,066千円																																												
寄附金 =	1,135千円																																												
繰入金 =	△143,746千円																																												
繰越金 =	77,242千円																																												
諸収入 =	△2,555千円																																												
町債 =	△38,200千円																																												

	<p>(歳出) 補正額</p> <p>議会費 = 89千円</p> <p>総務費 = 127,694千円</p> <p>民生費 = △23,941千円</p> <p>衛生費 = △24,256千円</p> <p>農林水産業費 = △27,931千円</p> <p>商工費 = 27,823千円</p> <p>土木費 = △33,934千円</p> <p>消防費 = △9,038千円</p> <p>教育費 = 17,662千円</p> <p>【継続費補正の内容】</p> <p>事業名 補正後の額</p> <p>総合計画策定事業 9,720千円</p> <p>【繰越明許費補正の内容】</p> <p>事業名 金額</p> <p>地方創生・総合戦略関連事業 90,302千円</p> <p>プレミアム商品券発行事業 27,000千円</p> <p>遊歩道整備事業 1,890千円</p> <p>町道改良事業 36,827千円</p> <p>橋梁維持事業 21,340千円</p> <p>地域防災対策事業 6,156千円</p> <p>海洋センター管理運営事業 26,750千円</p> <p>合計 219,294千円</p> <p>【地方債補正の内容】</p> <p>起債の目的 補正後の額</p> <p>上水道出資債 3,100千円</p> <p>道路整備事業債 55,800千円</p> <p>社会体育施設整備事業債 0千円</p> <p>臨時財政対策債 214,000千円</p>		
議案 第25号	<p><u>平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,477,993千円としました。</p>	3月6日	原案可決
議案 第26号	<p><u>平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額を108,195千円としました。</p>	3月6日	原案可決
議案 第27号	<p><u>平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,081,305</p>	3月6日	原案可決

	千円としました。																														
議案 第28号	<p><u>平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)</u></p> <p>【収益的収入及び支出】 (単位:千円)</p> <table> <tr> <td></td> <td>(既決予定額)</td> <td>(補正予定額)</td> <td>(計)</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>497,091</td> <td>△244</td> <td>496,847</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>489,670</td> <td>23,119</td> <td>512,789</td> </tr> </table> <p>【資本的収入及び支出】 (単位:千円)</p> <table> <tr> <td></td> <td>(既決予定額)</td> <td>(補正予定額)</td> <td>(計)</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>74,370</td> <td>△61,000</td> <td>13,370</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>216,829</td> <td>△63,116</td> <td>153,713</td> </tr> </table> <p>【企業債】 (単位:千円)</p> <table> <tr> <td>(起債の目的)</td> <td>(限度額)</td> </tr> <tr> <td>配水管布設事業</td> <td>10,000</td> </tr> </table>		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	収入	497,091	△244	496,847	支出	489,670	23,119	512,789		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	収入	74,370	△61,000	13,370	支出	216,829	△63,116	153,713	(起債の目的)	(限度額)	配水管布設事業	10,000	3月6日	原案可決
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)																												
収入	497,091	△244	496,847																												
支出	489,670	23,119	512,789																												
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)																												
収入	74,370	△61,000	13,370																												
支出	216,829	△63,116	153,713																												
(起債の目的)	(限度額)																														
配水管布設事業	10,000																														
議案 第29号	<p><u>平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)</u></p> <p>【収益的収入及び支出】 (単位:千円)</p> <table> <tr> <td></td> <td>(既決予定額)</td> <td>(補正予定額)</td> <td>(計)</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>315,615</td> <td>△17,173</td> <td>298,442</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>306,865</td> <td>△1,127</td> <td>305,738</td> </tr> </table>		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	収入	315,615	△17,173	298,442	支出	306,865	△1,127	305,738	3月6日	原案可決																
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)																												
収入	315,615	△17,173	298,442																												
支出	306,865	△1,127	305,738																												
議案 第30号	<p><u>平成27年度大多喜町一般会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 4,292,000千円 平成26年度当初予算額 4,439,000千円 比較 △147,000千円(△3.3%)</p>	3月19日	原案可決																												
議案 第31号	<p><u>平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 56,479千円 平成26年度当初予算額 45,198千円 比較 11,281千円(25.0%)</p>	3月19日	原案可決																												
議案 第32号	<p><u>平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 1,564,522千円 平成26年度当初予算額 1,370,322千円 比較 194,200千円(14.2%)</p>	3月19日	原案可決																												
議案 第33号	<p><u>平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 108,891千円 平成26年度当初予算額 112,085千円 比較 △3,194千円(△2.8%)</p>	3月19日	原案可決																												
議案 第34号	<p><u>平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 1,069,658千円 平成26年度当初予算額 1,065,214千円 比較 4,444千円(0.4%)</p>	3月19日	原案可決																												
議案 第35号	<p><u>平成27年度大多喜町水道事業会計予算</u></p> <p>【収益的収入及び支出】 (単位:千円) 前年度比</p> <table> <tr> <td>収入</td> <td>500,079 (0.6%)</td> </tr> </table>	収入	500,079 (0.6%)	3月19日	原案可決																										
収入	500,079 (0.6%)																														

	支出 492,088 (0.6%) 【資本的収入及び支出】 (単位：千円) 収入 88,170 (20.5%) 支出 219,488 (3.6%)														
議案 第36号	<u>平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算</u> 【収益的収入及び支出】 (単位：千円) 収入 300,625 (△4.7%) 支出 299,585 (△3.9%) 【資本的収入及び支出】 (単位：千円) 収入 0 支出 5,671 (183.6%)	3月19日	原案可決												
(追加日程) 議案 第37号	<u>平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第14号)</u> 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,779,055千円としました。 【歳入歳出予算補正の内容】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(歳入)</td> <td>補正額</td> </tr> <tr> <td>寄附金 =</td> <td>15,571千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金 =</td> <td>△6,353千円</td> </tr> <tr> <td>(歳出)</td> <td>補正額</td> </tr> <tr> <td>総務費 =</td> <td>8,718千円</td> </tr> <tr> <td>教育費 =</td> <td>500千円</td> </tr> </table>	(歳入)	補正額	寄附金 =	15,571千円	繰入金 =	△6,353千円	(歳出)	補正額	総務費 =	8,718千円	教育費 =	500千円	3月19日	原案可決
(歳入)	補正額														
寄附金 =	15,571千円														
繰入金 =	△6,353千円														
(歳出)	補正額														
総務費 =	8,718千円														
教育費 =	500千円														
発議 第1号	<u>大多喜町農業委員会の委員の推薦について</u> 議会から農業委員会の委員に、下記の2名を推薦しました。 ・佐川順一郎氏(葛藤) ・猿田義久氏(上原)	3月6日	原案可決												
発議 第2号	<u>大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が教育委員会の委員長を兼ねた責任者となることから、委員会で説明を求める相手を教育委員会委員長から教育長に改正しました。	3月6日	原案可決												